

2025年2月21日

【会員限定】

2025年4月施行 改正育児介護休業法に関する 「人事・労務**出前**相談室」実施のご案内

富山経協では、会員企業の皆さまを対象に、昨年7月16日（火）より社会保険労務士が会員企業事務所に訪問して、人事・労務に関するご相談をお受けする「人事・労務出前相談室」を実施しております。

本年3月の1か月間、「2025年4月施行 改正育児介護休業法」に関する出前相談室を**実施**いたします。下記の申込方法によりお気軽にお申込み下さい。

なお、3月は2025年4月施行分を対象といたします。

10月施行分については、4月以降お申込みをお受けいたしますので、改めてお申込み下さるようお願いいたします。

- 担 当 社会保険労務士 島崎裕美子 氏
(島崎裕美子社会保険労務士事務所)
- 実施期間 2025年3月3日(月)から3月28日(金)までの平日
(但し、3月10日(月)、12日(水)、13日(木)、14日(金)は除く)
- 実施場所 会員企業事務所内 会議室
※富山経協事務所内でのご相談をご希望の方は申し出て下さい。
- 相談時間 1時間30分以内
- 料 金 初回無料
※後日、追加でのご相談および就業規則等の見直し等については、別途、料金が発生いたしますので、担当する島崎裕美子社会保険労務士にご相談下さい。
- 申込方法 ①別添の「相談申込書」をダウンロード後、具体的な相談内容を記載いただき、FAXまたはEメールでお申し込み下さい。
②希望相談日については、「申込日」の1週間後からの日付でお願いします。また、第三希望までご記入下さい。
③申込み受付後、速やかに相談日時を調整して、ご連絡いたします。
なお、申込み多数の場合は、先着順とします。
(ご希望日にお応えできない場合があることをご了承下さい。)
- お問合せ先 (一社)富山県経営者協会 (竹内・小森)
〒930-0856 富山市牛島新町5番5号(タワー111ビル1階)
TEL. 076-441-9588 FAX. 076-441-9952